平成２３年（フ）第６８７３号
大阪市西淀川区中島１丁目７番３号、旧事業所所在地大阪市淀川区加島３丁目中５－４－609号
債務者　オフィスダッドこと　原田　　撤
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１４号
大阪市住吉区万代４丁目15番７号
債務者　堺谷　秀人
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５７号
大阪市城東区永田３丁目13番13―8006号
債務者　松江小百合
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９６０号
大阪市東住吉区鷹合３丁目17番22号　メゾン・ド鷹合305号
債務者　森本　昇宇
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５０号
大阪府茨木市駅前１丁目５番22号　マンション福寿苑302号
債務者　葉山　具子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１４９号
大阪府箕面市半町３丁目２番16号102号室
債務者　野口　利也
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５２号
大阪府八尾市明美町１丁目４番10―701号
債務者　渡壁真由美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２００号
大阪府守口市寺内町２丁目10番12―205号、前住所大阪府守口市大久保町１丁目19番12号
債務者　稲田　健司
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２７号
大阪府吹田市山田東１丁目５番15号
債務者　甲木　初美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２２８号
大阪府吹田市山田東１丁目５番15号
債務者　甲木　　蘭
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２４５号
大阪市中央区谷町６丁目11番１号　ＭＩＯ長堀201、前住所大阪市中央区船越町２丁目１番12号　ヴィオラ鞍谷401号室
債務者　岡見　重男
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５０号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―113号、前住所大阪府堺市堺区柏木町２丁１番８―508号
債務者　城山　勝一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５１号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―113号、前住所大阪府堺市堺区柏木町２丁１番８―508号
債務者　城山眞紀子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２５３号
大阪府摂津市鳥飼中３丁目６番11号
債務者　鍵野　統子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２８３号
大阪府東大阪市日下町４丁目１番42―902号
債務者　原井　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２９４号
大阪府大東市北条３丁目17番69号
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０８号
大阪府門真市常称寺町16番１―306号
債務者　平石　三夫
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部